第 一千六百五十号

平成二十八年

四一

Н

十一月十四日

月

目 次

示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………………………………………八七七 ○道路の区域変更……………………………………………………………………………………八七七 ○道路の供用開始(二件) ……………………………………………………八七七

○国土調査の成果の認証(| 一件) ……………………………………………………八八三 ○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(六件)八七八

○開発行為に関する工事の完了について・・・・・・・

告 示

山梨県告示第三百五十三号

所において、この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

種道 類路

路 線

0

県道

道路の種類 県道

道路の区域

路線

名

甲府笛吹線

ノイ田宮守村日ニノニノ者ニ	南字横石二	区
新	旧	の旧 別新
一二・九~	八、四三、二、四二、四二、四四、二、四四、四四、四四、四四、四四、四四、四四、四四、四四	(メートル)敷地の幅員
三四		(メートル) 延

曜 山梨県告示第三百五十四号

の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

種道 類路
路
線
名
区間
(メートル)延
期日開始の

山梨県告示第三百五十五号

------八八三

-----八八三

の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (峡北支所を除く。) において、 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 次のとおり道

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事

後 藤

斎

郷線市川三 名 先まで 甲府市中央四丁目一四〇番一地 中府市中央四丁目一四〇番一地 X 間 ダ延 〇九・〇 1 1 _ ル 長 期日開始の 四年平日十成 月十十八

山梨県告示第三百五十六号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

Ш

梨 県

公

報

八七八

山梨県知事 後 藤

斎

- 一 指定の年月日 平成二十八年十一月八日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町夏目原字柿ノ木七百二十九番五
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇一メートル 最小五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十一・一〇メートル

公 告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

平成二十八年十一月十四日により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事 後 藤

斎

一指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
部分に限る。) 甲州市大和町初鹿野字小林四二〇四(次の図に示す	有賀孝定
甲州市大和町初鹿野字棚澤四一四七	根津秀子
四一六〇、字棚澤四一三八、四一五〇甲州市大和町初鹿野字中沢四一五二、四一五六の一、	手塚武寿
三、六〇〇の六甲州市大和町日影字古部土地六〇〇の二、六〇〇の	小林慶彦
甲州市大和町日影字芝ノ尻六一一の二、六三二の二	有賀誠
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三二の一、字大足六七	佐藤藤大郎

三 の 四	
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の三	伊藤袈裟雄
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の五	坂本久太郎

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

| 日 || 〒(て)団 || 〒) || 下 || での森林については、主伐は、択伐による。

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

平成二十八年十一月十四日

指定施業要件変	素要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
の二南巨摩郡身延町		幡野須摩子

Ш 梨 県 公 報 第二千六百五十号 平成二十八年十一月十四日

保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。 省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて
- 八百十九号 保安林の指定施業要件変更の告示。平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千

縦覧に供する。

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

								五、六一六、古関字法山四五六三	字瀧ノ前一四三、字保山六三一の二、字老僧作六一	南巨摩郡身延町釜額字姥ヶ沢一四二、字水上六一四、	指定施業要件変更保安林の所在場所	
、渡辺莊作、渡辺福松、渡辺	藤源康、内藤勝吉、渡辺昌義	雄、伊藤つる、伊藤平巌、伊	伊藤盛政、伊藤孝治、伊藤竹	顯策、伊藤彦七、土橋俊光、	治、土橋信義、土橋潔、土橋	若狭勝元、土橋寅重、土橋悦	常吉、若狭重雄、田中利治、	、福島藤一、伊藤久一、若狭	文平、渡辺今朝松、伊藤敏尚	若狭富士雄、伊藤宗晴、伊藤	通知の相手方	

應、小林一匡、小林今三良、 憲、小林一匡、小林今三良、 小林勝之丞、小林米藏、小林 悟史、小林豊保、小林濱吉、 小林松次郎、小林喜三郎、小 林丒善、竹内喜久、竹ノ内清 治、竹ノ内竹次、渡辺吉乕、 渡辺安太郎	
小林知則	五五
るの、渡辺量一、赤池昇本池一鳳、赤池本治郎、赤池	の三(次の図に示す部分に限る。)南巨摩郡身延町杉山字開平一五二九の五、一五三六
藤田松、若狭彦次郎、内藤市 造、土橋智光、土橋兼一、土 造、土橋智光、土橋兼一、土 橋弘俊、若狭宗一、伊藤松之 大伊藤朝考、伊藤隆俊、伊 藤伴作、伊藤虎	

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
- (立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び 次のとおりとする。

八百二十号 八百二十号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

平成二十八年十一月十四日により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定系林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事 後 藤

斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

甲	15
- 州市塩山一ノ瀬高橋字中山一二、四二	指定施業要件変更保安林の所在場所
古屋權左ヱ門、藤原包茂	通知の相手方

一 保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件

- □ 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 八百二十一号四年安本の指定施業要件変更の告示。平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千四年安林の指定施業要件変更の告示。平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

一九の四	南巨摩郡早川町草塩字下霞八七一	南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の五	南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の一八	南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の九	の二二、七八七の二三一一から七八七の二日で、七八七の二日、七八七の一七まで、七八七の二〇、七八七の南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の七、七八七の南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の七、七八七の	の四南巨摩郡早川町雨畑字吉沢二七八七の三、二七八七南巨摩郡早川町雨畑字吉沢二七八七の三、二七八七	指定施業要件変更保安林の所在場所
在野延雄、近藤昌信、佐野茂 十郎、佐野俊通、佐野清吉、 高橋定治郎、高橋寿策、深沢 一良、深沢清晴、深沢友次郎 一 、藤原一德、藤原芳、望月勇 、 、	高橋通正、佐野金三、佐野清 八、深沢一、深沢新一、深沢 八、深沢一、深沢新一、深沢 八、深沢一、深沢新一、深沢 草月義幸、望月栄、望月滿智 雄、渡辺幸來、髙橋万典、小 黄衛、佐野清、深沢正行、望 月宗正、佐野延延	望月憲芳、望月光子	望月健一、望月誠一	望月米	月三恵子米、望月嶐御、望水、望月誠一、望月隆御、望武藤かほる、村田富義、望月	長田又二、荏本俊雄	通知の相手方

南巨摩郡早川町	清、望月金十郎、望月金太郎望月亀太郎、望月喜観、望月	
指定施業要件	子重、望月一杯儿沒重。但	
一指定施業要件	\$P(學f)、通川秀重、保泉云貞一、近藤義金、高橋三朗、川口源作、近藤国太郎、近藤	一、二十二三り一、二十三八、二十四〇〇三、字天がれ一九〇四の二、字鑛慶二一二二の南巨摩郡早川町保字後草里二一一七の三、字滝上二
平成二十八年		
により、通知の内	沢栄吉、深沢駿、深沢酉之助	
三条第三項の規定	、深沢立男、深沢銈次郎、深	
森林法(昭和)	沢正志、深沢弥吉、深沢義正	
● 指定施業要件	八兵策	
	沢寅弥、深沢寅義、深沢藤五	
八百二十二号	、深沢鉄助、深沢豊太郎、深	
四 保安林の指定	鶴吉、深沢定太郎、深沢鉄作	
縦覧に供する。)	深沢忠雄、深沢常次郎、深沢	
(「次のとおり	隆晴、深沢武久、深沢武八、	
二 立木の伐採	深沢庄五郎、深沢清次、深沢	
3 間伐に係	重作、深沢宗次、深沢庄吉、	
市町村森村	、深沢吾作、深沢駒吉、深沢	
2 主伐と1	孝、深沢髙之助、深沢好太郎	
1 主伐に係	、深沢倉作、深沢兼義、深沢	
一 立木の伐坪	銀作、深沢金十郎、深沢國定	
三 変更後の指定	、深沢菊一、深沢金髙、深沢	
二 保安林として	音吉、深沢亀吉、深沢亀治郎	
	深沢宇三郎、深沢栄造、深沢	
	深沢アサギク、深沢安太郎、	南巨摩郡早川町奈良田字鰍水一〇五三の一
	月栄	
	ト、望月金三、望月通正、望	
	深沢正行、望月宗正、佐野サ	
	髙橋万典、小菅衛、佐野清、	南巨摩郡早川町草塩字上霞九八二
	望月芳太郎、望月保之助、望	

近藤暦晴 道則、望月義昭、近藤知安、 望月芳一、望月法太郎、望月 太郎、望月福督、望月兵作、 望月秀政、望月広作、望月福 忠重、望月照慶、望月徳重、 、望月善清、望月頼知、望月 三穂、望月七之助、望月善次 、望月兼安、望月敏則、望月

保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- □ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて

八百二十二号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

南巨摩郡早川町雨畑字遠沢三五三六の一、三五三六	指定施業要件変更保安林の所在場所
望月長治	通知の相手方

山梨県公報
第二千六百五十号
平成二十八年十一月十四日

の :::	_	一八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る一	
经收益 一丁五人 二乙甲烷二二二二、		二	
ら二五四〇まで、二五四三の内一 一五三八カ 南巨摩郡早川町塩之上字押赵二五三匹 二五三八カ	四田 奴子	南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六二八	望月照
南巨摩郡早川町塩之上字押越二五三八	理組合無限責任五箇村塩之上負債整	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の三	宮門につた 喜時、望月正作、望月光吉、 大野悦三、佐野時治郎、望月
南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の一	豊、臼田金勢臼田き志、深澤きみゑ、深沢	- 智	望月信夫
南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の二(次	川村謙二		
	人 村 三 -	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六五〇の一	
二六一三、二六二二南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇二、二六一一、	望月喜時		月古吉
南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇四、二六〇九、南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇四、二六〇九、	望月宗利	す部分に限る。)、二六四二の内二 南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二(次の図に示	望月稔
二六三五		- ここ、ここ、 - ここ、 - 二二、 - 二、	京島永安、望月孝明
南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六四〇、二六四〇	西田金重、西田五朗、西田彦	0 - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
の三、二六四〇の内一	音松、望月	南巨摩郡早川町千須和字宮ノ平二三九九、二四〇〇	
			月一郎、塁月万酋、塁月戸守、宮城川盛、村田まん、
南巨摩郡早川町塩之上字郎場二六匹匹	吉 大野信虎 天野大		、望月常林、望月萬福、望月月一則。 望月市猶。 望月行士
			みち、望月民喜、望月勇一、
南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二	五箇村森林組合		望月要、
南三奪郡早川町塩之上字朗揚二六四九(次の図に示――――――――――――――――――――――――――――――――――――	川コ猪之公、臼田金勢		村田殆治
		二〇七〇	望月均
南三奪郡早川町塩之上字蚏場二六四五の一・二六四一	大野一男、望月正秀、望月照		

南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五七	望月秀男
南巨摩郡早川町保字鑛慶二一三九の三 。 ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ	望月廣作

- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。
- 早川町役場に備え置いて縦覧に供する。) (一次の図」及び 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
- 八百二十三号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千

国土調査の成果の認証

り国土調査の成果を認証した。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

- 調査を行った者の名称 甲斐市
- $\stackrel{-}{-}$ 調査を行った時期 平成二十六年四月一日から平成二十七年九月二十八日まで
- \equiv 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 几 調査を行った地域 甲斐市大字千田の一部
- 五. 認証年月日 平成二十八年十一月八日

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

り国土調査の成果を認証した。

平成二十八年十一月十四日

調査を行った者の名称 甲府市

Ш

梨

県

公

報

第二千六百五十号

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

- 調査を行った時期 平成二十六年四月三十日から平成二十七年九月十五日まで
- 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 几 に同市青沼三丁目の一部 調査を行った地域 甲府市太田町、湯田一丁目、南口町及び朝気三丁目の全域並び
- 五. 認証年月日 平成二十八年十一月八日

公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後

斎

- 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び現地測量 (数値地形図作成))
- 測量の地域 韮崎市の一部

 \equiv

測量の期間 平成二十八年十一月四日から平成二十九年三月十五日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 藤

- 二千六百五十一の一、二千六百五十二の一、二千六百五十二の三、二千六百五十三の 千百五十九の区域 千百五十一の一部、五千百五十五の一部、五千百五十六の一部、五千百五十七及び五 三、二千六百五十七の一及び二千六百六十の三並びに富士河口湖町船津字北八ツ倉五 一、二千六百五十三の二、二千六百五十四、二千六百五十五の一、二千六百五十五の 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市新倉字出口二千六百五十の三、
- 坂国際会計事務所内 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂二丁目十番五号税理士法人赤 Saturnia特定目的会社 取締役 山﨑亮雄

発行者	山梨
山梨県	県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千六百五十号
目六番一号	平成二十八年十一月十四日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	7十四日
甲府市北口二丁目六番	
八番	
	八八四